

## VII 生産農業所得の部

この部には、農業（総）産出額及び生産農業所得に関する統計を収録した。

ここに収録した統計は、農業総産出額(全国を一つの推計単価として推計した全国推計値)、農業産出額（都道府県を推計単価として推計した都道府県別推計値）、さらに、それぞれの生産農業所得に関する統計であり、統計の概要については、以下のとおりである。

### 1 統計の目的

本統計は、農産物の産出額を推計し、農業生産の実態を価値量的な面から把握して、農政の企画・推進のための資料を提供することを目的としている。

### 2 推計期間

当該年の1月1日～12月31日の1年間である。

ただし、暦年をまたがって生産される野菜、果実等は年産区分とした。

### 3 推計方法

本統計は、農産物の生産量及び価格に関する諸統計等を用いて、生産された農産物の価値額を推計した。

#### (1) 農業産出額

農業産出額は、耕種及び畜産の農業生産によって得られた農産物と、これらを原料とする加工農産物とを区分して、次の方法により算出した。

##### (算式1) 個別農産物の産出額

$$= \text{個別農産物生産数量} \times \text{個別農産物農家庭先販売価格}$$

##### (算式2) 個別加工農産物の産出額

$$\begin{aligned} &= (\text{個別加工農産物の生産数量} \times \text{個別加工農産物の農家庭先販売価格}) - \\ &\quad (\text{個別加工農産物の原料数量} \times \text{個別加工農産物の原料の農家庭先販売価格}) \end{aligned}$$

#### (2) 生産農業所得

生産農業所得は、農業産出額に農業経営統計調査の経営形態別経営統計及び営農類型別経営統計から算出した所得率を乗じ、戸別所得補償モデル対策、中山間地域直接支払交付金並びに水田・畑作経営所得安定対策のうち、過去の生産実績に基づく支払及び収入減少影響緩和対策等を加算して算出した。

### 4 利用上の注意

#### (1) 推計方法の変更点等

ア 農業産出額（都道府県別推計）については平成18年までは市町村を単位として推計していたが、平成19年より都道府県を単位とした推計に改めた。

イ 平成18年までの都道府県別の農業産出額については、市町村を推計単位としていたことから、都道府県等の数値には市町村間で取り引きされた種苗、子豚等の中間生産物が計上されていたが、平成19年からは他都道府県に販売した中間生産物のみを該当品目の産出額に計上した。

このため、18年までの産出額と厳密には接続しないので、利用に当たっては注意されたい。

#### (2) 近畿の数値は近畿6府県の積み上げ、都道府県合計は各都道府県の積み上げである。

### この部についての照会先

経営・構造統計課 電話(075)414-9630